政策闘争に関わるには、全国産別に加盟する必要があります。
「全自交労連」に加盟し、改正タクシー適正化特措法に「魂」を入れよう!

（前面より）

最後に全員でガンバロー三唱が行われました。

悪天候にも関わらず、多くの組合員が参加してくれました。

第１回　団体交渉

公共交通機関の労働者に ふさわしい賃金労働条件

２０１４年２月１３日（木）９時より、１０１号室にて第１回団体交渉が開催されました。会社側からは山岡執行役員、深沢次長、伊藤次長、組合執行部からは、菊池執行委員長をはじめ、７名全員が参加を致しました。

２０１４年度春闘要求、それに伴い要求書の提出を行いました。

内容につきましては、左記の通りです。

今回は要求書の提出のみとなりましたが、次回、３月５日（水）第２回労使協議会において、具体的に交渉を進めて参ります。

東洋交通労組発　３９－０４号
２０１４年　２月１３日

東　洋　交　通　株　式　会　社
代表取締役社長　川鍋　一朗　殿

東洋交通労働組合
執行委員長　菊池　るみ

２０１４年春闘要求書

２０１０年以来「タクシー適正化特措法」に基づき減・休車が行われてきましたが、経済の低迷によって利用者は減少を続け「台当たり営収」は微増に止まり、タクシー労働者の賃金は３０年前の水準に落ち込んだままになっています。

安倍政権は「景気の回復」をうたっていますが、大企業での回復基調は報道されていますが、財政赤字の増大、社会保障の切り捨て、雇用不安はいまだに続いています。特に、私達タクシー産業には未だに回復の兆しは無く、消費税の増税による景気の低迷と利用者の乗り控えによる「営収低下＝賃金の低下」の可能性があり、不安材料になっています。

昨年１１月に労使で「自・公・民」３党に働きかけて制定し、本年１月２７日から施行された「改正タクシー適正化特措法」は、特定地域においては需給調整規制の独占禁止法からの除外や罰則等の強制力は一定改善されました。しかし、準特定地域になれば、良くて現状維持で、条件が整えば増車もできるという大きな欠陥を持っています。しかも１月２７日から、これまで特定地域であった東京も含む全国１５５地域が全て「準特定地域」に一旦指定されています。今は「改正タクシー適正化特措法」の下で、全てが一旦「現状維持」になってしまっています。

「改正タクシー適正化特措法」の立法の目的は、タクシー労働者の賃金・労働条件を改善し、より安全で快適な輸送を国民に提供する事です。タクシー産業の労使は、政策では労使が協力して、行政に東京を特定地域に指定させ、減・休車を推進し、利用者に公共交通機関としての責任を果たすと共に良質の労働とサービスを提供する責任があります。

しかし、現状の東洋交通に働く労働者の賃金・労働条件をみれば、かつてよりは改善されてはきましたが、残念ながら公共交通機関を担い、「桜にＮ」で良質のサービスを提供する労働者としては、他産業労働者と比較しても不十分であり、更に賃金・労働条件を改善すべきです。

２０１３年１１月から労使で合意した「未収金５％の撤廃と賃金改定」の全ての結果は出ていませんが、労働組合は引き続き「努力した者が報われるよう」に、賃金・労働条件の改善を要求します。３０年前の水準に落ち込んでいる賃金を改善し、公共交通機関と高い品質にみあった賃金に改善するよう、以下の通り要求します。切実な要求ですので、経営として前向きに受け止め、誠意ある回答を宜しく御願いします。

記

１，２０１４年賃金要求について

景気が回復せず、賃金が３０年前の水準に落ち込んでいる現状を見据えて、現行賃金の改善を要求する。

①　月例賃金

ｉ）能率給の「足切り」を、現行 45,000 円から 42,000 円に減額する事。

ⅱ）残業時に能率給の腰高が、残業１時間当たりに加算される金額を、4000 円から減額変更する事。

②　賞与部門

賞与の「特別配分」に「7,500 キロで 35,000 円を支給する」ランクを設ける事。

２，労働補償の要求

①　「羽田定額」は、メーター料金で賃金計算を行う事。

②　「Ａ空転」の補償は、現行方式から、営収に入れる方式に変更する事。

３，高速道路帰路料金の会社負担の要求

①　首都高速の帰路料金は全額会社負担とする事。

②　外郭環状線の帰路料金は全額会社負担とする事。

③　圏央道の帰路料金は全額会社負担とする事。

４．「一律３割の減車」要求

都内全社「一律３割の減車」を行うよう、その先陣を切ると共に、「３割の減車」を他社にも働きかける事。

５，スタッドレスタイヤの４輪装着の要求（１２月～３月）

公共交通機関としての義務と責任を果たすため、１２月から３月の期間はスタッドレスタイヤを常時４輪装着する事。

以上

霞ケ関官庁街に出勤者への共同宣伝行動
「あふれかえるタクシーの減車を」

2月21日(金)午前8時から霞ケ関にて、東洋交通労働組合と日交労赤羽支部は、「タクシーを利用される全てのお客様」と題するポケットティッシュを官庁街への出勤者に配布し、タクシーの安全性と利便性の為に、賃金・労働条件の改善を訴えました。

タクシーを利用される「すべての大切なお客様」の為、私達、タクシー労働者は「安全で快適なタクシー」を確立し、その利便性と品質を高めてまいります。

東洋交通労働組合　03（5970）9304
日交労　赤羽支部　03（3965）3727

（裏面へ）

「改正タクシー関係特措法」をより良いものとし、『公共交通機関』としての責任を果たせるタクシーの実現へ

我々、タクシー労働者は『公共交通機関』として、「安全・安心」に対する責任、法令遵守、高度な地理の知識、良質なサービスを提供する事が責務です。しかし、タクシーの業務は、拘束時間が実質20時間以上に及び、更に「規制緩和」と不景気による利用者の減少によって、過酷な「賃金・労働条件」を強いられています。賃金については、30年前の水準に落ち込んでいます。

2014年1月27日、労使共に願い続けた事により、「世論・政治・行政」を動かし、「改正タクシー関係特措法」が施行されました。しかし、内容は完全なものでは無く課題が残っています。「規制緩和」によってタクシーが増車され交通渋滞を引き起こしたり、歩合給が多くを占める賃金体系の為、売上重視で安全が損なわれてしまいました。「安全で快適なタクシー」を確立し、その利便性と品質を高める為には、利便性を保持しつつ、『溢れかえるタクシー』の減車が必要です。また、過度な運賃ダンピング競争による労働者の賃金悪化を防ぎ、タクシー業界全体が品質サービスで競争する為にも、『同一地域・同一運賃』を強く要求します。